

ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議

第4回心のバリアフリー分科会議事録

日 時：平成28年7月15日（金）15:45 - 17:30

場 所：虎ノ門ヒルズ森タワー4階 ホールB

出席者：

（ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議副議長）

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長

平田 竹男

（座長）

慶應義塾大学経済学部教授

駒村 康平

（座長代理）

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局企画・推進統括官

岡西 康博

（構成員）

読売新聞大阪本社編集委員

井手 裕彦

株式会社ドワンゴ顧問

角谷 浩一

女優

杉本 彩

慶應義塾大学経済学部教授

中野 泰志

オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

（富士通株式会社経営執行役員常務）

廣野 充俊

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長

阿部 一彦

全国手をつなぐ育成会連合会会長

久保 厚子

一般財団法人全日本ろうあ連盟理事

倉野 直紀

全国重症心身障害児（者）を守る会副会長

高木 正三

一般社団法人日本パラリンピアンズ協会理事

田口 亜希

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事

野村 忠良

一般社団法人日本発達障害ネットワーク事務局長

橋口 亜希子

社会福祉法人日本盲人会連合組織部長

藤井 貢

特定非営利活動法人DPI日本会議バリアフリー部会員

山崎 涼子

学校法人東学園美晴幼稚園理事長・園長

東 重満

特定非営利活動法人Ubdobe（ウブドベ）代表理事

岡 勇樹

公益財団法人日本財団パラリンピックサポートセンター
プロジェクトリーダー

金子 知史

※代理出席

神奈川県立足柄高等学校長

笹谷 幸司

公益財団法人精神・神経科学振興財団理事長

高橋 清久

公益財団法人日本補助犬協会代表理事

朴 善子

中野区立第五中学校長	増田 稔	
全国特別支援学校長会理事	三浦 浩文	
一般社団法人日本地下鉄協会業務部長	石島 徹	
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会専務理事	伊藤 廣幸	
公益社団法人日本バス協会業務部長	川合 登	
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会業務部長	熊谷 敦夫	
東海旅客鉄道株式会社営業本部運賃制度・駅業務グループ グループリーダー	前田 英一郎	※代理出席
公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 バリアフリー推進部企画調査課担当課長	竹島 恵子	※代理出席
一般社団法人日本民営鉄道協会運輸調整部長	滝澤 広明	
西日本旅客鉄道株式会社鉄道本部CS推進部課長	後藤 淳彦	※代理出席
一般社団法人日本旅客船協会企画部長	津田 吉信	
一般社団法人日本ショッピングセンター協会事務局長	村上 哲也	
定期航空協会事務局次長	大藤 純児	※代理出席
東日本旅客鉄道株式会社鉄道事業本部サービス品質改革部次長	渡辺 雅博	
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 推進本部事務局参事官	上村 昇	
内閣府政策統括官（共生社会施策担当）付参事官	坂本 大輔	
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官	林 俊行	
消防庁防災課長	荻澤 滋	
法務省人権擁護局人権擁護調査官	大手 昭宏	※代理出席
文部科学省初等中等教育局教育課程課長補佐	小野 賢志	※代理出席
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長	丸山 洋司	
スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課長	勝又 正秀	
厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室長補佐	度会 哲賢	※代理出席
農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課課長補佐	松尾 佳典	※代理出席
経済産業省商務流通保安グループ流通政策課係長	井出 洋文	※代理出席
国土交通省総合政策局安心生活政策課長	長井 総和	
国土交通省鉄道局鉄道サービス政策室課長補佐	杉田 敬	※代理出席
(オブザーバー)		
東京都オリンピック・パラリンピック準備局 総合調整部パラリンピック準備課長	齊藤 陽睦	※代理出席
東京都福祉保健局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長	門井 信学	※代理出席
東京都教育庁総務部オリンピック・パラリンピック教育施策担当課長	引場 信治	※代理出席
全国市長会社会文教部副部長	木村 成仁	※代理出席
全国町村会行政部主事	高野 実貴子	※代理出席
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会 組織委員会準備運営第一局長	井上 恵詞	

日本パラリンピック委員会事務局長
(街づくり分科会 有識者)
中央大学研究開発機構教授

中森 邦男

秋山 哲男

【岡西座長代理】

皆さん、こんにちは。ただいまから、第4回「心のバリアフリー分科会」を開催いたします。本日は、御多忙の中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。内閣オリパラ事務局企画・推進統括官の岡西でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

この披露宴方式の配置も、最初はどうかと思ったのですけれども、大分慣れてきて、今日はとてもいい会議場で、中間取りまとめの最後の会議になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。本日も報道関係者の方々が議事の全般にわたりまして同席されますので、よろしくお願いいたします。

本日の配付資料の確認と本会議の出席者の紹介につきましては、時間の関係から、お手元の議事次第と出席者一覧をもって代えさせていただきます。

以後の議事は、駒村座長にお願いいたします。

【駒村座長】

こんにちは。第4回目でございますけれども、いよいよ本日が中間取りまとめということになります。この分科会の取り組みが、将来、非常に重要な時代の転換点になったと言われるように、きちんと書き込んでいたり、あるいは、この取りまとめはこういう表現になっているけれども、これを提案した皆さんは、こういう意味合い、こういう期待を込めてこの文言が入っているのだということを今日は議論し、説明を加えていく。後でいろいろな諸政策に予算がつけられたり、制度化されていく中で、ここに関してはこういう思いが入っているのだという、心を入れる作業が今日は最後に残っていると理解しております。

この取りまとめを受けて、具体的に政策が作られて実行されて、それがまた初期の期待どおりになっているのかチェックをするということも政府に期待したいところですし、ここに参加した皆様は、そのチェック、評価をする資格があると思っております。今日は、そういう問題意識で進めさせていただきたいと思っておりますけれども、今日の議事に入っていきます。

まず、議事2、取りまとめ案について、事務局から資料1について御説明をお願いできればと思います。

【上村参事官】

内閣官房オリパラ事務局参事官の上村でございます。資料1について、御説明いたします。本日は、1ページから24ページということで、19日の火曜日に御議論いただきます街づくりの部分も含めましてお配りをしております。

全体の構成になりますが、最初に「Ⅰ. 基本的考え方」、3ページから12ページまでが「Ⅱ. 心のバリアフリー」、13ページ以降が「Ⅲ. ユニバーサルデザインの街づくり」という順になっていまして、それぞれ「Ⅱ. 心のバリアフリー」と「Ⅲ. ユニバーサルデザインの街づくり」については、考え方、中間取りまとめにおける整理、具体的な取り組みという形になってございます。「Ⅰ. 基本的考え方」と「Ⅱ. 心のバリアフリー」について御説明いたします。

まず、「I. 基本的考え方」でございます。

「1. 我々の目指す共生社会（パラリンピックを契機として）」としまして、障害の有無にかかわらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することを目指しているということを書かせていただきました。2段落目では、2020年のパラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて社会構造を大きく変容させる絶好の機会だということで記述してございます。

「2. ユニバーサルデザイン 2020」でございます。

まず、1段落目のところで、障害のある人もない人も基本的人権を享有し、日常生活や社会生活を営む存在であることを書いた上で、2段落目、2ページになりますが、最初に、障害者権利条約の理念を踏まえ、全ての人々が障害のある人に対する差別を行わないよう徹底していくことが必須だという基本的なことを書かせていただいております。

その次の段落で、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁、いわゆる心のバリアの相互作用によって作り出されているものであって、その社会的な障壁を取り除くことが社会の責務だという「障害の社会モデル」について書かせていただいております。これは障害者権利条約に反映された理念でございますが、それを全ての人々が理解し、社会全体の精神構造を変革することが重要であり、さらに、その「障害の社会モデル」の考え方を反映させ、ユニバーサルデザインの街づくりをさらに推進していく必要があるということ、全体の考え方として書いてございます。

その次の段落では、本年3月に取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」においても、ユニバーサルデザインがきちんと位置づけられたことを書いてございます。

3ページ目以降、「II. 心のバリアフリー」の部分でございます。

「1. 考え方」で、最初に、「心のバリアフリー」とは、さまざまな心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことということで、この中間取りまとめの案では、共通の認識を持てればということを書いてございます。

その上で、2段落目で、実現のためには、全ての人々が、障害のある人への差別を行わないよう徹底した上で、他者とのコミュニケーションスキルを獲得していくことが重要です。中でも、障害についての基礎的知識、障害のある人の心理、障害種別に応じた接し方、これは（補助犬ユーザー及び補助犬に対する接し方を含む）ということですが、そうしたものの基本の習得に取り組むべきということを書かせていただいております。

また、特に、コミュニケーションの方法について配慮が必要であることを十分に理解した上で、情報保障等を行うことなどについてもここで記述してございます。

考え方の最後の段落では、障害のある人自身やその家族についてもコミュニケーションスキルを身につけることが重要ということと、ただし書きとして、スムーズなコミュニケーションが困難な人がいることを十分に認識する必要があることも書いてございます。

次の「2. 中間取りまとめにおける整理」でございます。

ここでは、「心のバリアフリー」を実現するための施策が、あらゆる年齢層において継続して取り組まなければならないことと、家庭、通勤・通学諸々について触れており、あらゆる場において、切れ目なく実現されなければならないことを書かせていただいております。

す。

この中間取りまとめの注意書き的な事項でありますけれども、この下の「3. 具体的な取組」について、学校、企業、地域、国民全体、障害のある人による取り組みという5つに分けて、それぞれ今の時点での方向性を示すこととしました。また、今回書けるものについては、できるだけその手順や期限についても書かせていただきましたが、全体の話として、数値目標、実現に向けた期限、PDCA サイクルのあり方などについては、引き続き検討を進め、最終的な本年末の取りまとめに盛り込むこととするということにさせていただきます。

「3. 具体的な取組」についてでございます。

今、申し上げましたとおり、学校から最後の障害のある人による取り組みまでの5つでございますが、まずは1つ目の「1) 学校教育における取組」でございます。

前回も、若干書いてございましたが、今回は前回の議論なども踏まえましてさらに書き込んでございます。従来より「心のバリアフリー」に向けて取り組んできた学校も多いことも最初に触れさせてもらいました上で、全国において、幼児期から青年期にかけて発達段階に応じて、かつ、切れ目なく「心のバリアフリー」の教育を展開するということでございます。

差別や排除の行動を行わず、お互いのよさを認め合い協働していく力を養うべく、指導の方法を検討していくべきということ、「心のバリアフリー」の教育の展開に当たっては、障害のある人自身も役割を担うことが期待されること、子供への教育を通じて大人の意識を変化させていくこと、また、それとは逆に大人自身が変わっていく姿を見せることで子供たちに教えていくという双方が大事だということを前振りを書いてございます。

その下、(具体的施策)は、前回の素案を基本的に踏襲してございますが、それぞれ御説明いたしますと、まずは子供たちにとということでございます。学習指導要領の改訂におきまして、「心のバリアフリー」の指導ですとか教科書などを充実、それに先行して、特定のテーマについて複数の教科、科目の内容を双方に関連づけて学習するクロスカリキュラムというものの中で使う教材、ここでは「心のバリアフリーノート(仮)」と書いてございますが、こういったものについて作成を含めた取り組みの検討を進めることを盛り込んでございます。

教員向けということでは、教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法ですとか、教員自身のコミュニケーションのあり方に関する内容などの充実のための方策について議論することを書いてございます。

その次は、前回では障害者と高齢者ということと並べて書いてございましたが、若干違和感があるのではないかというお話もいただきました。今回は、「障害のある人とともにある『心のバリアフリー』授業の全面展開」で、「障害のある人」ということで書かせていただいております。

中身としては前回と同様でございますが、文科省、厚生労働省が中心となって会議体を設置して、その地域でのネットワーク形成を促進する方策を検討すること、それから、特別支援学校と交流している小・中学校ですとか、特別支援学級を設置している小・中学校を軸に、障害のある人との交流、共同学習を実施し、その成果を踏まえて全面展開を図るといったことを盛り込んでございます。

「④障害のある児童・生徒・学生を支える取組」でございます。これも前回特別支援教

育の充実をというタイトルでございましたが、前回の議論を踏まえまして、こういったタイトルに今回は修正してございます。

中身としましては、指導内容について、発達段階に応じた改善、充実を図ることに加えまして、児童生徒の障害の状態などに応じた個別の指導計画の作成といったことを追加して記述してございます。

さらに項目として、6ページの上にごございます ICT の活用を含めた環境整備ですとか、高等学校における通級指導を新たに制度化するとか、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率について引き上げるといったことを盛り込んでございます。

最後に、高等教育での取り組みでは、教職員が集まる会議などにおける取り組み事例の紹介などを通じて、各大学等の積極的な取り組みを促すこと、それから、大学生、関係者を対象としたワークショップを開催して意識醸成を図るといったことを盛り込んでございます。

次に、「2) 企業等における『心のバリアフリー』の取組」でございます。

こちらも頭書きを前回よりは相当書いてございまして、最初にグローバル化が進行する現代にあって、企業が競争力を向上させ、さらなる成長を遂げていくためには、多様な価値観に向き合っていく必要があること、そのためには、障害のある人を含めた多様な人材の活用、それから、障害のある人の価値観を商品開発などに取り込んでいくということを書いてございます。

もう一つ、7ページの上から3番目の段落で、また、障害者団体も、企業等における社員教育に協力するような障害当事者の育成などの取り組みが期待されるといったことも記述いたしてございます。

(具体的施策)としては、①から③までにわたってございます。

1つは、企業などにおける「心のバリアフリー」社員教育の実施でございます。

ここでは、経済界協議会と連携し、汎用性がある研修プログラムを策定し、試行実施、それから徐々に広げていって、中小企業を含めて全国に広く展開するといったこと、それから、障害当事者が参加し、実習を行うカリキュラム、それから、研修教材となるような検討を行うといったこと、また、企業だけでなく国家公務員についても新規採用職員研修ですとか、幹部職員研修における「心のバリアフリー」の研修の位置づけについて検討するといったことを書き込んでございます。

接遇対応の向上では、交通分野とサービス産業ということで2つ掲げてございます。交通分野については、障害者差別解消法等を踏まえまして、乗車、搭乗の拒否ですとか、補助犬の同伴の拒否ですとかといった差別的な取り扱いを行うことのないよう徹底することを書いた上で、交通事業者向けの接遇ガイドラインを策定すること、また、その研修につきましては、障害当事者の参画を得て充実を図るといったことを記述してございます。

観光、外食等のサービス産業につきましては、こちらも交通分野と同様に、入店拒否とか、補助犬の同伴の拒否といったことのないように徹底することと、接遇マニュアルの作成、もう一つ、障害当事者の参画を得ての研修の充実といったことを記述してございます。

③の障害のある人が活躍しやすい企業等を増やす取り組みでは、法定雇用率の見直し、障害者就業・生活支援センターによる支援の強化、精神科医療機関とハローワークとの連携強化といったことに加えまして、障害特性を踏まえた雇用管理・雇用形態の見直しとか、柔軟

な働き方の工夫を行う事業主への支援の充実とか、テレワーク、ICT を活用した雇用支援などを進めるといったことについて盛り込んでございます。

また、一般就労への移行や、就労定着を促進するとともに、地域生活を支援するための取り組みを推進するといったことについても触れてございます。

さらに、人材採用の評価基準に「心のバリアフリー」の価値基準を反映させること、それから、前回も中途障害の方についても議論がございました。それも含めまして、採用、中途障害の社員の職場復帰、定着に向けて、障害のある人が働きやすい職場の環境づくりを促進していくといったことを書かせていただいています。

最後、地域の担い手として活躍する取り組みということで、農福連携の推進といったことを例として挙げた上で記述してございます。

次に、「3）地域における取組」は、前回、6月の素案のときには地域における取り組みという柱立てはしてございませんでしたが、御議論、御意見をいただく中で、地域における取り組みが非常に重要だということが、多くの委員の皆さんから御発言があったことも踏まえまして、1つ柱立てをしてございます。

こちらについては、具体的な政策として3つございます。

1つは地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取り組みということで、ここは、網羅的とまでは申しませんが、かなり多く主体を書かせてもらっています。地方自治体から、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会といった、地域で活動、活躍する団体といったものを書いてございます。こういったものが連携して、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取り組みを行えるよう周知・啓発をするということでございます。

それから、災害時における避難支援のあり方は、東日本大震災の教訓を踏まえて制度化されました「避難行動要支援者名簿」を初めとする取り組みについて、各自治体における検討・実施を促進すること、また、その避難行動支援に関する取り組みの内容を整理したパンフレットの作成・周知等の普及・啓発活動を行うといったことと、熊本地震への対応について検証を行うということを書いてございます。

最後、その他として、地域の人権擁護委員を初めとします法務省の人権擁護機関を「心のバリアフリー」の相談窓口として活用しようということも書いてございます。

次に、「4）国民全体に向けた取組」でございます。

1つ目が、健常者と障害のある人がともに参加できるスポーツ大会等の開催を推進ということでございます。

1つ目の項目は、ナショナルトレーニングセンターをオリパラのトップアスリートの共同利用強化活動拠点として拡充整備するといったことを書いてございます。

次のページでは、健常者のスポーツ大会と障害のある人のスポーツ大会の融合、もう一つは、2020年パラリンピック競技大会で多くの子供たちに興味関心を持ってもらえるような取り組みを推進するということで書いてございます。

②としては、特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施ということで、こちらは文科省でスタートした「Special プロジェクト 2020」についての記述をしてござ

います。

最後、広報活動ということでは、障害者差別解消法の理解促進に向けたフォーラムや、障害者スポーツ体験会などを実施すること、各種キャンペーンを通じた啓発、広報活動をこれまで以上に強化すること、公共的な広報活動を行う団体に理解促進に向けた協力を要請すること、それから、ボランティア活動実施者に対して研修を実施することを記述してございます。

5) 障害のある人による取組」でございます。

ここの頭書きの部分は、3ページの「心のバリアフリー」の考え方の最後のところ、「さらに」のところで御紹介しました部分をあらためて書いてございます。障害のある人自身やその家族もということで、コミュニケーションスキルを身につけることが重要、ただし、スムーズなコミュニケーションが困難な人もいることを十分に認識する必要があることを、ここで改めて書かせていただいた上で、障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人などの障害者支援関係団体を中心として取り組みを進めるような地方自治体を支援するとしております。

最後、社員教育の研修プログラムの策定に当たって、企業内の障害のある社員が講師等として参加できるように講師用のテキストも作成するといったところまで盛り込ませていただいております。

駆け足でございましたが、説明としては、以上でございます。

【駒村座長】

ありがとうございました。続きまして、意見交換に入りたいと思います。

この中間取りまとめ案については、これまでの委員の皆様からいただいた意見を整理して、また、事前に関係省庁と各施策の実施可能性についても一定の議論をしたプロセスを経て作成されていると伺っております。8月には中間取りまとめを行う予定でございますので、この分科会からの中間取りまとめは、今日はこういう形でまとめたいと思っておりますけれども、いろいろとまた御意見をいただいたり、先ほど申し上げたように、この文言はこういう意味合い、こういう期待が入っているのだとか、そういうことも含めて議論していただきたいと思っております。その中にはすぐに反映できない部分もあるかもしれませんが、年末にさらに最終取りまとめを見据えてということでございますので、皆さんの意見をいろいろな形で、あるいは実行されるときにも、この議論の議事録がきちんと残った上で、こういう意味なのだということが残るわけですから、生産性のある積極的な議論を今日はやりたいと思っております。

本日は、多くの方に御出席いただいておりますので、御発言の前には所属と氏名をおっしゃっていただきたいと思っております。どのパートからでも結構でございますので、御発言のある方は挙手をいただけますでしょうか。

井手さんお願いします。

【井手委員】

読売新聞の井手です。まず、中間取りまとめについての総合的な評価について述べます。

前回、私は、「心のバリアフリー」に関する各施策は数値目標化がしにくいけれど、ぜひ、数値目標を取り入れてほしいという意見を申し上げました。その意見をくみ取っていただき、4ページに、数値目標や達成期限、検証のシステムを導入することを明言されたことを高く評価します。

その数値目標に関して、積極性が目立っているのが文科省初等中等教育局です。年度ごとにいろいろな目標を立てられて、特に6ページの特別支援学校教員で、今は「当分の間はできる」という制度に基づき、普通免許状のみの先生方が特別支援学校で教えられている実態が割とあるのですけれども、それを特別支援学校免許状取得の先生方で100%にしようという思い切った意欲的な目標を打ち出されたことを、あわせて高く評価します。

また、9ページに経済界協議会の取り組みが記載されていますけれども、人材採用の評価基準に「心のバリアフリー」の価値基準を反映するという、これも非常に思い切った目標を表明していただき、評価します。その上で、先ほど、座長の駒村先生から、本日の分科会は、この中間取りまとめの原案に心を入れるのだというお話があったのですけれども、私は概算要求をにらんで、心とともにお金、予算も入れていただきたいですので、そういう観点から、突貫工事でも、ぜひこの部分を概算要求に反映していただきたいということを4点申し上げたいと思います。

第1点は、先ほど、挙げました数値目標の毎年のPDCAサイクルのあり方の検討について、です。ぜひ、このPDCAサイクルを実施する民間の機関を公募していただきたいのです。例えば、中野先生がいらっしゃる慶應大学とか、福島先生が所属しておられる東大の先端研とか、大学が担ってもいいですし、あるいは、DPI日本会議さんみたいなところが受け持たれてもいいと思っています。公募に対して、手を挙げて、私のところはPDCAサイクルのシステムをこうつくれるのだと提案していただきたいのです。「心のバリアフリー」に関する施策のPDCAサイクルは、役所の役所による役所のための評価や検証ではいけないと思います。選挙でも、各党のマニフェストをいろいろな団体が評価して、それに点をつけて評価を発表する試みがあります。各府省庁の取り組みや数値目標自体に、第三者機関が点をつけ、それから、その実施状況にも点をつけて、評価を公表してはどうでしょうか。さらに、駒村先生がまさにここに一堂に会した人物はチェックする資格があるのだとおっしゃられましたが、当然、障害者団体の方々も、施策や数値目標を検証していく資格がおありです。PDCAサイクルには障害者団体の方の目や御意見も加わるようなシステムをつくっていただきたいと思っています。そのための検討の調査費をお願いしたいということが1点目です。

2点目は、学校教育です。本当にルビコン川を渡った感がある文科省初等中等教育局さんに、さらに追加の意見を申し上げて申しわけないのですけれども、要請します。前回、平田室長が、最後の御挨拶の中で、来年度から早速、見えるものが欲しいと力説されたと思うのですけれども、私も同じ意見です。この分科会でも、好事例が紹介されましたし、多分、いまでも、いろいろな取り組みをやっている学校があると思うのです。モデル校、あるいは、地域に根差した「心のバリアフリー」の取り組みとしてモデルタウンでも結構だと思います。そういうものを来年度に手挙げ方式で募集してほしいと思っています。当然のことながら、モデル校やモデルタウンには運営費がかかります。例えば、第1回の分科会で障害者団体からお話がありましたが、障害当事者の講師を呼ぶ謝金とか、特別支援学校と普通学校の交流

事業をするのに交通費が要ると思います。特別支援学校から普通学校に行くにはバスでしか行けませんので、バス代がかかります。そうした運営費を計上して、例えば、47都道府県に1校はモデル校を来年度からつくって、成果が見える形にしていきたいということが2点目です。

3点目です。先ほどの上村参事官の説明で、3ページのところの「情報保障」を特にというお話がありました。前回の分科会でも情報保障の重要性について、私は意見を述べましたが先の参院選で、情報保障に関して悲しい事例をいろいろと知りました。政見放送にどの党も手話、字幕はありませんでした。それから、私が見る限り、点字の選挙公報はありませんでした。さらに、投票所です。私は期日前投票を市役所の1階フロアでやりましたが、各地では、2階の投票所も少なくありません。車椅子の方はどうするのか。投票記載台も、はっきり言って、車椅子の人には高すぎて不便なのだろうと考えました。投票用紙はつるつる滑ります。片方の手で押さえて、片方の手で書くのが難しい、が不自由な方は大変だと思います。今、代理投票とか、障害者の方々の参政権に配慮した制度があります。けれども、こういう改善をどうやって進めていくのかというと、障害者差別解消法の合理的配慮の申し立てをひとりひとり、個人がやって、改善策につなげていくというのは、なかなか難しいし、時間がかかるだろうと考えています。障害者差別解消法には、もう一つの柱で事前的改善措置という制度が設けられています。要は、広く、合理的配慮を行わなければならない事例があるのだったら、事が起こる前に、先に進んで解決に取り組みましょうという仕組みです。これはやはり情報保障しなければいけないのではないかと、誰もが考えるようなことは、ぜひ、そういう仕組みをつくって、前に踏み出したい。これは、どの府省庁が担当するかは別だと思うのですが、全体で障害者の方々の要望を吸い上げて、事前的改善措置につないで前進させるみたいな仕組みを調査、検討してつくっていただきたいということが3点目です。

4点目は、最終取りまとめに向けたバージョンアップに関して、です。夏の概算要求に向けた中間取りまとめ、大阪夏の陣はもう時間がないので、この原案を認めざるを得ませんが、最終取りまとめ、大阪冬の陣は、新たな戦力や切り札を加えたい、ここはやはり、真田丸が真田信繁が登場してもらわなければならないということで、どの府省庁に真田信繁になってもらおうかと思って、頭を絞りました。ずばり、スポーツ庁、お願いします。スポーツ庁、真田信繁になってください。さて、スポーツ庁にどういうことをやってほしいかという、中間取りまとめに出されている、の健全者と障害者がともに参加できる大会を開催することも大切ですが、もう一つやってほしいのは、国際大会なのです。まさに、この中間取りまとめの1ページの基本的考え方に書かれた内容をごらんいただいたらわかるのですが、1964年の東京パラリンピックは、日本が、車椅子の選手だけではなくて、切断の人も視覚障害の人も聴覚障害の人も全部の参加を受け入れた大会でないといけないと言って、車椅子だけの参加に固執するパラリンピックの父、グットマン博士を説得して、参加選手の障害の範囲を拡大した大会にしたのです。それが後のパラリンピックのモデルにもなりました。私が何を言いたいかというと、64年大会の精神に基づき、2020年の東京パラリンピックを契機に、あらゆる障害の方のスポーツ大会を招致してほしいのです。具体的に言えば、1つはデフリンピックです。デフリンピックは、1924年から22回、夏季大会を開催しています。

冬季は18回やっています。でも、日本は一回も開催していません。アジアでは、2009年の夏季大会を初めて台湾が開催し、2017年の夏季大会をトルコが開催することになっています。まだあります。国際視覚障害者スポーツ連盟が主催した視覚障害者だけの国際総合競技大会、ワールドゲームズが4年に1回開催されていて、昨年、第5回大会が韓国のソウルで開催されました。それから、国際知的障害者スポーツ連盟がやはり4年に1回、グローバルゲームズをやっていて、昨年、エクアドルで開催されました。私が言いたいのは、韓国にできて、エクアドルにできて、台湾にできて、トルコにできるのだったら、日本にぜひ呼んでほしい、そういう検討をしてほしいということです。国際スポーツ大会を招致するには、各障害の種別の団体の方とお話しにならないといけません。例えば、デフリンピックであれば、さらに政府の支援証明書とJOCの支援証明書が要ります。ただ、デフリンピックでいえば、たまたま、次の大会となる2019年の冬季大会、2021年の夏季大会の両方とも、どの国も手を挙げていません。日本が手を挙げれば、すぐ決まります。そういう状況でもありますし、ぜひ呼んでほしい。なぜこういう会議が設けられて、国全体でバリアフリーをやらうとするのかというと、東京パラリンピックがあるからです。でも、東京パラリンピックが終われば何もありません。そこで、デフリンピックなり、知的障害者のグローバルゲームズなり、視覚障害者のワールドゲームズが来れば、取り組みが続きます。例えば、デフリンピックを招致すれば、80カ国以上、3000人近い聴覚障害者の方が世界から日本にいらっしゃるわけです。そうなれば、そうした人たちの情報保障をどうしようか、喫緊の課題になり、前に進むのではないかと考えています。私は、障害者施策は、鶏が先か卵が先かと言われると、やはり鶏が先の施策だろうと思います。啓発策を中心に、こうやって詰めていくことも大事けれども、卵が先の施策であれば、これは100年、200年かかると思います。やはりインパクトのある大会を呼んで、それをきっかけに社会を変えていく必要があります。だから、ぜひスポーツ庁さん、真田幸村に、真田丸になっていただきたいという思いを込めまして、4点の意見をよろしく願います。

【駒村座長】

座長でなければ、物すごく賛成したいところですけども、非常に重要な、どれもとても共感の持てる御発言だったと思います。そういう次なる一步の意味も含めてこれがスタート台としてできているのだということだと思えます。まだまだ意見はあるかと思いますが、とりあえず皆様から一巡でお話を聞きたいと思っております。今の部分でも結構ですし、どこでも結構ですので、御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

倉野さん、お願いいたします。

【倉野委員】

全日本ろうあ連盟の倉野です。全体的なことを言います。読んで感じたことですが、ほとんど今までのように啓発、また学習の範囲で終わっていますね。新しいことが入っていません。国のバリアフリー、ユニバーサルデザイン、その仕組みの大きな変換というところが余りよく見えないという状況です。特に、我々としてもほかの障害者としても大事なことだと思いますが、コミュニケーションのバリアフリーのことが何も書かれていません。「心の

「バリアフリー」や街づくりのバリアフリーはあっても、情報コミュニケーションのバリアフリーということは一言も書かれていない。情報コミュニケーションとは、聞くことに障害がある人だけでなく、精神やさまざまな障害を抱えている人にも関係のあることです。情報のバリアフリーという項目を加えて、街づくりのバリアフリーにも反映させていただきたいと思います。特に、最近、マラケシュ条約の批准に向けて日本が検討中であると聞いています。もしこの条約に比準するのであれば、視覚障害者としては、著作物の利用、著作権法が緩和され、視覚障害者の読書物を音声にて利用することが広がることになると思います。そのために、日本の著作権法等関連法の見直しがいろいろと出てくると思われます。それは、視覚障害者としては、情報の利用の面で前進、促進ということになります。

我々ろうあ者にとっては、教育の場、社会で、学校、企業、あらゆる場で、手話による情報保障のためには手話言語法がやはり必要です。なぜ我々ろうあ者がそこまで手話言語法にこだわるかといいますと、例えば、ほかの障害者としては、なじみの深いバリアフリー法があると思います。でも、バリアフリー法の中に私たち聴覚障害者にかかわるものは一つも入っていないわけです。私たち聴覚障害者としては、バリアフリーから一番離れたところにいるわけです。世の中はユニバーサル社会と言われておりますけれども、聴覚障害者としては、今までバリアフリーそのものがまだまだ私たちのところには来ていません。私たちとしては、バリアフリーとは、今、目の前の手話通訳があります。この手話通訳をつける、また、育てる、いろいろな場で手話通訳が設置される、そのようなことを義務とする法律が必要なのです。だから、手話言語法の制定を求めているわけです。バリアフリーを幅広く捉えて、聴覚障害者にかかわる、例えば、字幕、電光掲示板であるとか、情報に関するバリアをなくすことが我々の求めているものです。そのことを話し合うために、まず、この中間報告の中に新しく情報のバリアフリーという項目を加えていただきたい。これが私の意見です。以上です。

【駒村座長】

わかりました。今日の意見は、先ほども概算の話もあったと思いますので、この事務局の交渉を後押しする意見にもなっていくと思いますので、まだまだほかの方からもいろいろとあるかと思いますが、今と重なるところでも結構ですし、ほかの角度からでも結構ですので、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

岡様、お願いします。

【岡委員】

NPO法人Ubdobeの岡です。この文章の編集をする過程で、この部分の言葉はこうしてくださいと私からちょっと言わせてもらったことを見事修正していただいている、めちゃくちゃうれしかったですということと、最初の冒頭に「ステレオタイプの理解も誤りである」と書いてあるのが格好いなと思いました。何でもかという、やはり内閣府とか何とか県行政とかは、組織そのものがステレオタイプだと言われるではないですか。でも、その人たちから出てくる言葉で、ステレオタイプの理解も誤りだぜと言っている感じがマジ格好いな

と思ったのと、1つだけ、これはメールでもお伝えしたことがあるのですが、私たちの団体は、子供たちとアートとか音楽を通じて、障害とか云々とか関係ない時間をいろいろとつくっているのですが、そこで今まで10年ぐらいやってきてすごく思うのが、学校教育の中で指導しようということが書いてあるのですが、この「指導」という言葉に私は毎回すごく違和感を持っていて、指導なのかなみたいな。障害を理解するという「理解」という言葉とか、いろいろと難しい言葉とか、理解しましょうとか、指導してくださいみたいな感じだと思うのですが、一周回って、ここに書いてあることは、全部、結局、みんなで友達になろうみたいな、何かあほうみたいなことを言うので、みんなでも、みんなでも障害とかあってもなくても仲よくなって、友達であれば、ナチュラルな形で相手ができないことを補おうとかということは、それは福祉とかバリアフリーとかユニバーサルとか関係なく、例えば、友達が1人で階段を上れなかったら、一緒に上ろうよと、当たり前前の感覚ではないですか。その当たり前前の感覚に持っていこうよということを多分言いたいと思うのです。ただ、その当たり前前の感覚に持っていこうよというときにいろいろなハードルが生じるので、それをいろいろな言葉を武器にいろいろとこう制定していくと思うのですが、こういう議論の場で聞いている人はその感覚が多分わかると思うのだけれども、例えば、学校の先生が、上司から、今年からこういう方針になったからこんな感じで指導してねとただ言われるだけだと、その本当のユニバーサルみたいな、感覚的、感情的、野性的なユニバーサルみたいなものを理解していないままに、とりあえず読んだものを学生とか生徒にただ伝える、それが指導だとなってしまうとすごく嫌だなと思うので、先生への指導とか、子供たちへの指導ももちろんそうなのですが、それを教える指導者への指導がめちゃくちゃ大事なのではないかと思っています。そこの指導者への指導も、子供たちの指導も、一番ベースになるのは体験とか体感とかというものを多分ベースにしたほうがいいと思っています。言葉ではなくて時間とか空間の共有から来る、実際の体感とか体験を通じて、理解するというよりもナチュラルに入ってきてしまう、浸透させるのではなくて浸透してきちゃったみたいな感じ、ナチュラルな感じのユニバーサルの推進ができればいいなと思います。

私が一番障害者福祉ですごく嫌なものが、みんながみんな仲よくなりましょうみたいな、それがユニバーサルですみたいなことがすごく気持ち悪いなと思うので、仲よくなる奴が仲よくなればいいし、普通に気が合わない人は気が合わないでいいと思うのです。障害があるなしにかかわらず。だから、障害があるから仲よくしましょうみたいなことではなくて、仲よくなってから、たまたま障害があったぐらいの感じの仕組みとか、遊びができればいいのではないかと勝手に思っています。最後に、5ページ目の「心のバリアフリー学習推進会議（仮称）」というものに、僕、入りたいです。よろしくお願いします。

【駒村座長】

ありがとうございます。今の岡さんのような思いが議事録として残っておかないと、この5ページに書いてある話は、これだけ見ると、何かやればいいのかのろうみたいな話になるのですが、どういう意味でこれをつくろうとしているのかということは今の岡さんの

理解なのだろうと思いますので、この議事録を見ながら、この政策を具体化するとき、今の遊ぼうよという話なのですと、体験型、一緒にやっているということが大事なのだという解説をつけていただいたので、大変助かりました。ありがとうございます。

どんどん行きたいと思います。まず、笹谷さんをお願いしたいと思います。

【笹谷委員】

神奈川県足柄高校という山の中から来ております。私の学校は通級にかかわっているところなので、そのことをゆっくり手短にお話させていただきます。

6ページの上から5行目に、小・中において、高等学校においても通級指導を平成30年から制度化しますと、必要な生徒さんは100%ここに入れるようにしますとここに出ております。それはどこにつながってくるかといいますと、実はこの中の今度は8ページの企業の努力の中、③の中の書き出しの法定雇用率の見直し、中盤の障害特性を踏まえた雇用管理・雇用形態の見直し、ここにつながってきます。すなわち、東京パラリンピックのときに制度化された通級の高校生が3年生になって就職活動をするときと全く重なってきます。そのときに、この子たちがどう社会の中に入っていくかという問題が出てまいります。そのことは、9ページですが、地域づくりにつながってまいります。

9ページの一番下に、学校、企業、町内会等が連携して、地域に「心のバリアフリー」をつくる。すなわち、そこで育った子供たちが地域に帰っていく。これが一つの縦の流れになります。今、岡さんのお話が非常に感動的だったのですけれども、このガイドラインを教えてくださいということを学校でやるのではなくて、学校の中では、顔の見える生徒さんが入ってきた、そして、具体的な課題を、1つずつ、先生たち、生徒たちが越えていく。そして、東京パラリンピック、東京オリンピックの年には、この子たちが社会に出ていく。そういうこともあわせて行いながら、学校は、具体的な事例、具体的なモデルで変わっていくことができると思っておりますので、今日のまとめの案は、ぜひそういう3つが繋がっている、しかも東京オリンピック・パラリンピックと同じ時期に、その最初のモデルになる高校生たちが育っていくということも、行間の中に入っていると見ていただければと思います。

よろしく願いいたします。

【駒村座長】

ありがとうございます。この紙だけだとつなぎ切れていない部分をつなげていただいて、ありがとうございます。本当にそういう地域や学校がこの新しくできていくシステムをうまく活用していただくために、今の物の見方はとても重要だと思いますので、先ほどからもありましたけれども、具体的に成果につながらなければいけないと思いますので、今の解説などは、後々これを見たときには非常に参考になるものと思います。

こちらの席で、橋口さんと阿部さん、お願いいたします。

【橋口委員】

日本発達障害ネットワークの橋口です。先ほど倉野さんがおっしゃっていた情報のバリアフリーという部分で、私も伝えたいと思います。

まず、その前にちょっと御礼を申し上げなければいけないのが、3ページの「心のバリアフリー」の考え方の最後で、「社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身につけることも重要である」とした上で、その後「ただし、発達、知的又は精神障害等により、スムーズなコミュニケーションが困難な人もいることを十分に認識する必要がある」と書いていただいたことに深く感謝を申し上げます。その上で、コミュニケーションのバリアフリーというところの書きぶりが、もうちょっと書いていただくといいのではないかと。情報のコミュニケーションというところでは、まず、伝えること、相手から話してもらったり聞いたりしたことを理解するというところでのコミュニケーションにバリアがあること、また、情報を得ていくことにもすごくバリアがあるのだということをもうちょっと書いていただいたほうが、ここの「心のバリアフリー」がどういう背景で、こういうものに国がこう取り組んできたのかとか、どういったことを考えているからこういうものが必要なのかということがわかるのだと思うのです。特に3ページの真ん中に「特に、コミュニケーションの方法について配慮が必要である人がいることを十分に理解したうえで」というところをもう少し補足をしていただき、その次に書いてある「情報保障」とは一体どういうものなのかということをもう少しかみ砕いて書いていただくことも必要なのではないかと思います。

もう一点、岡さんが先ほど「指導」という言葉に違和感を持つということに、私もとても同感です。そういう意味では、指導ということではなくて、子供たちの共感を得ていくとか、もっと言えば、そもそもとして、まず、教える先生方が共感をしていく、共感を広げていくという形で伝えることが「心のバリアフリー」らしいかなと感じました。以上です。

【駒村座長】

コミュニケーションのバリアフリーのところは、複数の委員から御指摘があったところでございますので、今の情報保障の話も含めて、後でどうするか、また事務局と御相談したいと思っております。「指導」という言葉は、私もちょっとよくわからないところがありますけれども、恐らく文部科学省の行政用語だと思いますが、ここで意味するものはそういう意味なのだ。これは公的な文書ですから、多分、文科省のテクニカルワードがあって、我々のふだん使っている意味からはちょっと違和感がありますけれども、我々が意味しているのは、そういうことを期待しているということだと思います。

挙手されていた阿部さん、お願いできますでしょうか。

【阿部委員】

日本身体障害者団体連合会の阿部と申します。

4ページの下の方ですけれども、全ての子供たちに「心のバリアフリー」ということは、とてもいいことだと思います。そして、子供はとても素直だと思います。自分の体験で、私は下肢障害なのですが、昔は歩いているとそのまねをする子供もいたのですけれども、このごろはなくなってきました。きっと子供は素直にいろいろなことを知ればそのことで変わるのだ考えられます。下から2行目、「また、幼稚園等でも併せて推進」ということで、就学前の子供が「心のバリアフリー」を体験的に身につけていくことはとても大事だという

ことで、これはとてもありがたいと思います。そう考えますと、幼稚園の児童よりも保育園の園児の数のほうが圧倒的に多いのではないのでしょうか。ただ、これは学校教育ということだから幼稚園児になってしまうのかもしれないけれども、福祉の領域というか、厚生労働省の担当の保育園児についても、昨年の調べですが、幼稚園児が140万人に対して保育園児は216万人と、数も多いわけですので、その保育園の子供たち、また、障害とともに統合保育も保育の大きい課題でもありますし、ここのところでもしっかりとうたうことによって、さらに将来を担う子供たちに「心のバリアフリー」を体験的に身につける方向性が出てくるとよいと思い、意見を申し上げました。以上です。

【駒村座長】

この「幼稚園等」のところは私もちょっと違和感があって、子ども・子育て支援新制度ができて以来、実質、制度の一元化が進んでいるわけでありますので、就学前については、保育園だから、幼稚園だから、認定こども園だからという話はないと思うのです。だから、「幼稚園等」というのは、当然、保育園も認定こども園も含んでいる。あるいは、はっきり書いていただきたいぐらいのところだと思いますので、これは御指摘のとおりだと私も思っております。後でこの辺は事務局で担当省庁ときちんと確認してもらいたいと思います。ありがとうございます。

藤井さんから手が挙がっていらっしやいましたので、藤井さんに行って、その次が野村さんでしょうか。この順番でいきたいと思います。その後、朴さんも手を挙げていますので、行きます。藤井さんからお願いします。

【藤井委員】

日盲連の藤井でございます。発言の機会をありがとうございます。今回の中間取りまとめは、全体的に精力的に取りまとめていただきまして、ありがとうございます。

若干気になるところがございますので、具体的な中身というよりは、総括的に、障害のある人もない人も共にという表現でございますけれども、やはりユニバーサル社会といえますか、バリアフリー社会を目指すときには、これまで障害者が社会参加とか、障害者が参加というイメージがありました。そこのところを逆転して、ある人もない人もみんながと言い換えていただいたことについては、大いにありがたいと思っています。そこで、もう一步踏み込んで、それぞれ障害のある人もない人もお年寄りも子どもたちも、皆この社会の一員なのだということをもう少し強調していただいて、さらに、こういう社会づくり、ユニバーサル社会を形成するためには、それぞれの役割といいますか、それぞれが一員として、担い手なのだということを、総論の中へ御記述いただけないだろうかと思っています。

そのことで、先ほど情報バリアフリーといいますか、情報保障のところではいろいろと御意見が出ましたけれども、例えば、情報提供をする、あるいは、情報提供を求めることにおいて、それぞれがそれぞれの担い手としての役割があるのだということが記述しやすい、または、そういう位置づけが作れるのではないかと思います。1点、総論的に、国民といいますか、一人一人がユニバーサル社会実現のための担い手であり、その一員なのだ、もう少し広げて書いていただけないだろうかと思っている次第です。

もう一点、先ほどのコミュニケーション支援あるいは情報バリアフリーということについて、私からも意見を申し上げたいと思います。例えば、それぞれの具体的な教育課題であるとか教育目標の中で、それは当然反映されるのだろうと思っておりますけれども、ぜひお互いに共通理解を得るためにはどうしても情報保障が必要になりますので、その点については、ぜひ「心のバリアフリー」の中で書き込んでいただきたいと思います。そのための具体的な施策でありますとか方向性については、最終取りまとめまでに、私どもも一定のものを、この場ということですが、別の議論の場も多数あるわけですが、提示させていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

あと、「心のバリアフリー」で、先ほども社会の一員として、地域のお話が出ていたが、共有感覚という言葉も出ておりました。けれども、ユニバーサル社会をつくったり、バリアフリー社会をつくったりすることは、一人一人の参画意識といいますか、自分がその社会に参画しているという実感が大事ではないかと思っております。ユニバーサル社会の一員であると、ユニバーサル社会に向けて参画する一員であることを意識した表現にしていただけであればいいかと思っております。繰り返しのようですが、ぜひよろしくお願いいたします。

【駒村座長】

ありがとうございます。哲学的な部分、主張的な部分ですので、重要な御指摘だったと思います。また事務局とこの辺はどう反映するか御相談していきたいと思っております。

野村さんが手を挙げられていたということです。お願いいたします。

【野村委員】

全国精神保健福祉会連合会の野村と申します。この会は、精神障害者の家族の連合会です。基本的考え方については、本当にすばらしいと思えました。ありがとうございます。とてもよくできていると思っておりますけれども、「心のバリアフリー」の「3. 具体的な取組」、4ページですけれども、ここを読んでおりますと、確かにこのとおりであろうけれども、1)のところの第2段落、「その際には、共生社会に向けて、多様性を理解し、『障害の社会モデル』を踏まえ、差別や排除の行動を行わず、お互いのよさを認め合い協働していく力を養うべく、指導の方法を検討すべきである」と書かれていますが、方向性として言葉の上ではこうであるとしても、私たちの経験からしますと、例えば、学校の中でいじめがあるとすると、そこにいろいろな障害を持った方たち、子どもたち、児童、生徒が入っていった場合に、果たしてそこで本当に「心のバリアフリー」がそこで実現するのであろうかということをとて私は危惧しております。いじめというのは、いじめる側に大きな大きなストレスがありまして、いじめの対象になる人を探していて、その人に向かってクラスの中のたくさんの人を味方につけていじめにかかるわけですが、そのような恐ろしいことが実際に学校で行われているし、自殺も時々起きています。そのような学校のあり方の実態の中で、「心のバリアフリー」をどのようにして実現していくのかということを考えるのです。そのときに、一人一人の児童、生徒に対する心理的な支援、メンタルケアがとても大事だと思うのですが、それはここには書かれておりませんが、恐らく指導の方法として今後検討されていくと思います。

ここに「指導の方法」とありますけれども、先ほども出ましたが、「指導の方法」はどのようなのだらうかと思えます。むしろ心理的な支援とか、寄り添った、支えるメンタルケアという意味が私はとても大切だらうと思っております。それには、一人一人に、教員も含めまして、親しく話をしたり、対話をしたり、表情にお互いに関心を持って気にとめて、どうしたのとかという声かけをし合ったりという、いたわり合いとか、支え合いが、本当にこれから先、学校の中で実現できるのだらうかということをおはとても心配しております。

児童一人一人のメンタルケア、それから、教員のメンタルケアもとても大事なことでありまして、いじめを根絶していくにはどうしたらいいかということも含めての指導の方法の検討であらうと思えます。「指導の方法」という言葉は、私は余り好きではないのですけれども、どのようにして、一人一人の心を支え、ストレスを減らし、ほかの人を歓迎し、一緒に生きていこうという広い心といいますか、豊かな心を持つ人間として育てていくことができるのであらうかというあたりを、学校の中でぜひとも検討していただきたいと思っております。以上です。

【駒村座長】

ありがとうございます。この取り組みが施策になるときは、今の説明というか、解説が後で重要になってくると思えますので、そういう意味合いで我々をつくっているという記録を残していただきます。関係者がそういう意味合いでこれを具体化するのだと。これは大事なコメントだと思います。ほかは、いかがでしょうか。先ほど朴さんが手を挙げられていましたね。朴さん、お願いいたします。

【朴委員】

日本補助犬協会、朴でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。補助犬につきましては、その受け入れの拒否事例が多く報告されている関係で、「心のバリアフリー」分科会の取りまとめには、ところどころに補助犬の記載を入れていただきまして、本当にありがとうございました。今、盲導犬もさることながら、認知が十分でない介助犬、そして、一番拒否事例が多いのが聴導犬というのが実態です。やはり認知が低いほど受け入れの拒否事例があります。先般、こちらにいらっしゃる皆様にも御参加いただきました補助犬シンポジウムでも発表されましたけれども、介助犬使用者の方が、選挙のとき、投票所に行ったときに、犬はだめですということで拒否されるという事例があつて、指導員がすぐに駆けつけまして、何とか説明させていただいた。たまたま指導員が近くの訓練所にいたのが幸いでした。補助犬受け入れ拒否はよくあることなのですが、時には大変大きな問題になる。人権の問題になりかねないことは肝に銘じていきたいと思っております。

「心のバリアフリー」で、ぜひ皆様に今後お願ひしたいところとしましては、補助犬を伴った使用者の方、ユーザーと呼ばさせていただきますが、補助犬ユーザーの方の就労の環境整備についてです。既に外資系を中心に各企業で、頑張っているユーザーの方はたくさんいらっしゃいます。しかしながら、これも聴導犬を中心に、日々の生活の中で補助犬に対する周囲の理解が不足していることによって、せつかくの補助犬を家に残して出勤せざるを得ない事例が多くあります。職場までのアクセスの環境、職場での環境が整わないと、せつかく

の補助犬が役割を發揮できないという状況もありますので、ぜひ経済界の皆様方と連携をとりながら、就労時の補助犬の取り扱いに関しても、検討していきたいと思ひます。

最後に、13ページをごらんいただきたいのですが、実は補助犬の事業者は、心のバリアフリー分科会には構成員として参加をさせていただいていますが、街づくりの分科会には入っておりません。そこで、例えばなのですけれども、どうしても参加していないと補助犬の発言がほとんどないので盛り込まれないのですけれども、13ページ、下から8行目、「観光先進国を実現するために、障害のある人、高齢者、家族連れや重い荷物をもった人など、すべての」と続きますが、こういったところに「補助犬ユーザー」とか、「補助犬を同伴する人」などの一言を盛り込んでいただくだけで、街のバリアフリーを推進していく中のいろいろな場面において、補助犬ということも念頭に置いていただけるのではないかと思ひ、期待しております。ぜひ盛り込んでいただきたいと思ひます。

「心のバリアフリー」にまた話が戻りますけれども、今深刻化しているいじめの問題にも、「心のバリアフリー」教育が重要だということは、海外でもきちんと報告されております。大変重篤な事件を起こした青少年が、子供のとき、動物を虐待していたという事例が多くあります。私自身、法務省の少年院の動物介在の委員をしておりますし、また同時に小学校などで補助犬を介在する授業をやっておりますと、やはり犬に対する取り扱いに、あれっと思う、危ないなと思うような子供を発見することがあります。それはその後に教師の方と情報共有をするようにしております。これは大変大きな手がかりになるのです。

この委員会には動物福祉の専門の委員の方がいらっしゃいますので、ぜひこの機会にどういった取り組みができるかということ、されているかということも、ぜひ少し御意見を聞かせていただければと思ひますが、いかがでしょうか。

【駒村座長】

杉本さん、お願いします。

【杉本委員】

朴さんのお話の流れで発言させていただきます。私は、今回、女優としての立場で参加させていただいているのですけれども、公益財団法人動物環境・福祉協会Evaで、動物福祉の向上を目指して人と動物が幸せに共生できる社会を目指して活動しております。その中の活動の一つとして、子供たちの心の教育、動物に対して思いやりを持って、いたわって接していく、言葉の話せない動物の気持ちを理解して、想像して、思いやりの心を育てていくといった、心の教育のお手伝いというところもしております。朴さんが言われたように、本当に動物を通して心の教育をやっていくというのはとても効果的だということを実感しています。例えば、神奈川県のある小学校で、ずっと1年間動物愛護について学んできた子供たちが、動物を取り巻く問題を初め、動物に対して思いやりの気持ちを持つことを考え始めたときに、最初は、殺処分されていく動物たちはただただかわいそうだと思っていた、自分1人が何かやっても変わらないなと思っていたけれども、こうやって、どんな問題があるのか、動物に対してどんな思いやりを持っていけばいいのかということ、子供たちがディスカッションして話し合っ取り組んでいるうちに、自分たち一人一人が思いやりを持って

何かを行動していくことで、社会全体が変わっていくのだと。最初は自分1人ぐらいが何かやっても何も変わらないだろうと諦めていた子供たちが、自分たち一人一人が何かをやることによってきっと世の中は変わるのだと。自分たちも、もっと役割を持って、一生懸命何かに取り組んで、それが効果として世の中に反映させていくことができるのだということ、私たちが導く形ではなくて、子供たちから自主的に発言が出てきた。この動物というすごく身近な問題だからこそ、子供たちがリアリティーを持って考えていくことができたのだろうと、その成長の過程を私も拝見していて、すごく実感しました。そういう意味では、補助犬を通して、または、日本の中で起こっている動物の殺処分の問題を通してというところで、子供たちの心に何かを訴えていく。熱のある、温度のあるメッセージを子供たちに送って行って、子供たちみずからに考えてもらうという機会をつくるのは、とても効果的で大切なことだと思っております。

【駒村座長】

ありがとうございます。報告書の話になってしまうと、今のすばらしいお話にそぐわないかもしれませんがけれども、今の朴さんのお話も杉本さんのお話も、報告書に反映する部分と、今回の最終取りまとめの際の議事録は、報告書とセットで後で見ていただくような特別な形にしたほうがいいのではないかと思います。我々がどういう気持ちでこの話をやっているのかということが、議事録はどこかにありますよ、ではつながらないと思いますけれども、この報告書を読むに当たって、こういう議論のもとでできているのだということを読む方に理解してもらう必要があると思いますので、今のお2人の話は、魂が入った部分だと思います。ありがとうございます。

山寄さんから手が挙がっていらっしゃいましたので、お願いできますでしょうか。

【山寄委員】

DPI日本会議の山寄と申します。本日もよろしく願いいたします。全体的に見たときに、大分クリアになっているなという感じがしました。ここまで取り組んでいただいて、ありがとうございます。私の意見と感想を簡単に4点お願いします。

5ページの「②すべての教員が『心のバリアフリー』を理解」というところですが、教員の方々にこそ社会モデルの考え方を反映していただきたいと思います。ここに社会モデルの考え方を入れるように検討していただきたいと思います。

その下の3番目ですが、学校関係者だけでなく、障害当事者自身にも役割を担うように検討していただきたいと思います。やはり障害に関することは当事者を必ず入れるという方向で考えていただきたいと思います。

7ページになりますが、前段の「また、障害者団体も、企業における『心のバリアフリー』の社員教育に向けて」というところの下段になりますが、「障害当事者の育成を行ったり」という文面は、私は、当事者としても、当団体としても大いに賛成です。

最後のページの一番上になります。「障害の社会モデル」というところがありますが、「障害の社会モデル」に基づいた具体的な取り組みとして、既に障害平等研修があることを入れていただけないでしょうか。この研修があったからこそロンドン大会は成功したのだ

と聞いていますし、前回は申し上げましたが、遠藤大臣にもそういった考えがあったのだと思います。社会モデルの視点に立った障害当事者、そういった視点を持った教育、研修を入れることはとても大事だと考えています。

最後になりますが、8ページの国土交通省のところ、交通事業者の教育のところになりますが、きのうと今日、エコモ財団さんが、毎回私が発言しておりますが、交通事業者向けサポートマネージャー研修を開催されています。2日間で研修をされるのですが、毎回ふえていて、今回は40名の事業者さんが参加されています。ただ、ここに入られている事業者さんは、バス事業者さんがほとんどです。バス協会さんのお力もあるのだと思うのですが、この機会があって、バス事業者さんの乗車拒否、障害の見る視点は大いに変ってきました。すごくレベルの高い受講生になっております。問題は、鉄道なのです。民営鉄道さんは全く出てきておりません。研修はやっておられますが、その研修は当事者が全くかかわっていませんし、当事者の話を聞くという姿勢は全くありません。バスよりも鉄道のほうが乗車拒否やそういった問題が多いのです。国土交通省さんの8ページにも記載がありましたが、これは急務だということを真剣に考えていただきたいのです。私も昨日も乗車拒否に遭いましたし、障害者スペースに補助席がありましたから、ほかの席も空いていました。だから、補助席をたたんでいただけますかとお願いしましたら、できませんと平気で答えるのです。では、私はどこに座ったらいいのですかということも、今も起こっているのです。そういったことの教育は本当に必要ですから、急務と考えていただいて、ここにそういったことを反映していただきたいと思います。私からは、以上です。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

【駒村座長】

ありがとうございます。朴さんは2回目ですので、ちょっとお待ちください。

先に、田口さん、お願いいたします。

【田口委員】

パラリンピアンズ協会の田口です。11ページに、「②特別支援学校を拠点としたスポーツ・文化・教育の祭典を実施」ということで記載されていまして、こちらは、確かに2020年の祭典を実施すべくということであるのですが、2020年以降がどうなるのかということが記載されていないのです。2020年以降もぜひ続けていただきたいと思いますので、そのあたりも明確に何か取り組みとかを盛り込んでいただければと思います。

9ページ、企業のことなのですが、前回は私はちょっと発言させていただいたのですが、障害者の雇用が、現在、どちらかというと特別というのですか、別枠のような仕組みになっているかと思ひまして、私の勤めている会社でも、一般の採用時、新卒の採用時、障害者の人が受けに来たことがないということで、人事部に聞いたところ、一体みんなはどう仕事を見つけているのだろうかと思ったのです。私の場合は、就職した後に障害を負いましたので、その関係会社で働いているのですが、今後、日本が「心のバリアフリー」が進みまして、街もバリアフリーが進みますので、新卒の採用時に、普通に障害者が会社を選んで受けにいけるような仕組みとか、そういうものが何かできないかと思ひました。そ

れには、企業がどれくらいバリアフリーの状況を整えているのか。段差もそうですし、皆さんが先ほどからおっしゃっている情報保障の部分です。あとは点字をどのようにつけているのかとか、そういうことを、例えば、新卒の採用のときの会社のパンフレットに掲載するとか、あとは、大学、中学校を卒業して就職される方、高校を卒業して就職される方、また、大学を卒業して就職される方、そういう学校と企業の連携する仕組み、そういうものも何かつくっていただけるような文言を盛り込んでいただけたらと思います。また、企業が、バリアフリーとか、アクセサブルにどのような取り組みをしているのかという評価制度みたいなものをつくってはどうかと思いました。どうぞよろしくお願いいたします。

【駒村座長】

ありがとうございます。本日は、また分科会長としてまとめなければいけないので、皆さんの意見を聞いて、一メンバーとしてはそのとおりでという部分がたくさんあって、先ほどの山崎さんや今の田口さんのお話も、障害者の方と街中でこんなに会う機会が少ないというのはやはりちょっと変な国ではないかと思います。外国人の方は、何で日本はこんなに少ないのと。多分それは先ほどの交通機関、通勤通学のバリアの問題がまだまだ残っている。職場の問題が残っている。本当のバリアフリーの社会は、もっと障害を持った方が街の中にたくさん活動されていることがふさわしい社会だと思います。

ただ、分科会長としてまとめなければいけない部分もありますので、最後はまた皆さんの御意見を少し事務局ときちんと整理して、どうするかということは、事務局もいろいろと各担当省とぎりぎりやっていたかと思えますけれども、承りました。ありがとうございます。

2周目の方は少し待っていただくことにして、中野先生、高橋さんの順番でお願いします。中野先生、先をお願いします。

【中野委員】

慶応大学の中野です。最初に、心の問題を、行動やアクションとしてみんなが見えるような、客観的な形で確認できるようにまとめていただいて、とても感謝します。また、全体的にわかりやすく整理していただいて、ありがとうございます。

今後の検討課題として、議事録に残していただくことを含めて、3つほど発言をさせていただきます。

1つ、全体についてですが、「心のバリアフリー」の実践について、2016年4月以前と4月以降では異なることを、ここには明確に書く必要はないと思うのですが、私たちはしっかりと意識しておく必要があると思っています。それから、全ての事項について、障害のある当事者の視点を大切にすること、先ほど山崎さんもおっしゃいましたが、忘れてはいけないと思っています。例えば、今回、好事例に関する記述がいろいろなところ書いてありますが、この4月以前の好事例とされているものと4月以降では異なるはずで。なぜなら、社会モデルという視点、当事者という視点が4月以降に明確になりました。したがって、それ以前で好事例とされたものが、この4月以降の視点で見直すと、必ずしも好事例とは言えないというものがあるのではないかと思います。ぜひ好事例を今後選んでいくときには、これを受けて選んでいくことになると思うのですが、その際には、社会モデルの

視点、障害当事者の視点で選び直すということをやらなければならないと思います。

3 ページ、全体の中の場面がいろいろと書いてあるのですが、その場面を見てみると、この障害のある領域のことを考えると、実は子育てだとか病院というものがとても重要な場面だと思うのですが、そこが抜けていたなということに、これは整理していただいて、読み直して、改めて思いました。障害があることを伝えられることは、病院からスタートします。その病院で、この「心のバリアフリー」がしっかりと実現されていないといけないのではないかと思います。それから、先天的な障害のある子供たちの場合には、子育てが非常に重要な場面になると思います。そういう意味で、もしこれを文言に書き加えることが可能であれば検討していただければと思います。

それから、全体についての最後なのですが、文化、情報のバリアフリーという視点が何人かの方から御指摘がありました。その中に、映画、演劇の鑑賞、スポーツ観戦等の文化的な活動における情報保障ということをもぜひ盛り込むべきだと思います。これは4つのバリアフリーが言われたときから、文化、情報のバリアということはずっと指摘されていた問題ですので、しかも、映画、演劇等の鑑賞に関しては、先駆的な取り組みが現在にはなされていますので、そういった取り組みを広げる意味でも、注でも構いませんので、どこかに記載していただけるといいかと思います。

2 番目に、教育についてです。先ほど保育についての話がありましたが、私もとても同感しています。前回、保育園、幼稚園の重要性を指摘させていただいたのですが、今回の取りまとめでは、省庁別に整理していただいたので、先ほどの乳幼児の問題ということがうまく位置づかなくなってしまったのかなと思います。駒村先生に整理していただいたように、幼稚園と保育園は一体だと整理していただいても構わないと思うのですが、ぜひこの視点は入れていただければと思います。小学校に入る前に、既に心が形成されていきつつあるわけですが、その時点で、心のバリアが生まれる可能性があります。これは子供自身の問題もありますが、それよりも多く親同士の関係の中にあります。障害のある子供を授かったお母さん方は、非常に疎外感を持って、苦しい思いをしておられます。それに対して、何らかのアプローチが必要だと考えて、前回、発言させていただきました。保育士が担当すると思うと、今回の整理でいうと、教育のところは文科省の整理になっているので、厚生労働省の国家資格なので、ちょっと据わりが悪くなるかもしれないのですが、厚労省の国家資格の中にも、この「心のバリアフリー」が必要だと思いました。改めて考えてみると、今回の議論で、医師、PT、OT、ST、ORT等の医療従事者への「心のバリアフリー」のアプローチについては、私たちは十分に議論していなかったなということに改めて気づきました。ぜひこれは今後の課題として考えていただきたいと思います。

それから、交流教育を位置づけていただいたことは非常に素晴らしいと思って、感謝しています。しかし、交流教育で成果を上げるのは極めて難しいです。私は、昨日、ある盲学校に行って、PTAの方々とこの交流教育の問題をずっと議論していました。交流教育の先進校は受け入れてくださっているのですが、自分の地域の学校が受け入れてくれないと、子供たちは交流ができないという問題を抱えています。これまでの議論の中で、東京都では、非常に先進的な取り組みとして、副籍、二重籍のような取り組みをしておられます。そういった制度を広げていくような目標化ができていくといいなと思います。これは今後の課題だ

と考えています。

高等教育についてです。高等教育については、始まったばかりなのでなかなか書き込めないことも多いと思いますが、日本障害学生支援機構、JASSOや、全国高等教育障害学生支援協議会等の活動が既に始まっており、まだスタートしたばかりですけれども、そういった取り組みがあります。今後、これは全体を通して検討すべき課題として、高等教育における取り組みの推進が課題であり、研究や検討が継続的に必要であることを今後の課題か何かにまとめていただければと思います。

最後に、地域の活動です。地域の取り組みの中で、子育て支援、ボランティアの養成の中にも「心のバリアフリー」を位置づける必要があるだろうと思います。

私もボランティア養成にかかわっていますが、この社会モデルが出てくる前の考え方で、ボランティアをしている方々の意識は変えていく必要があると、今、強く思っています。ぜひボランティアや子育て支援に関する位置づけを今後の課題として考えていただきたいと思います。そして、相談の窓口として人権擁護機関を挙げていただいたのは非常にありがたいと思っていますが、ここにも当事者が参加できる仕組みが必要だと思います。この機関に当事者が参加できる仕組みをつくるか、もしくは、実際に進めていくときには当事者団体と人権擁護機関が連携できるようになっていただくといいかと思いました。以上でございます。ありがとうございました。

【駒村座長】

ありがとうございました。とても説得力のある御説明だったと思います。また後で少しこの辺をどう反映するか御相談したいと思いますけれども、次は高橋さんからお願いいたします。

【高橋委員】

精神・神経科学振興財団の高橋です。議事録に残しておいていただきたいと思うことが2つありますので、お話しさせていただきます。

1つは、9ページの「3）地域における取組」ですが、この項目を新たに立てていただいたことは本当にありがたいと思います。どうもありがとうございました。この中で、具体的施策のところ「①地域に根差した『心のバリアフリー』を広めるための取組」とありますけれども、私がお願いしたいのは、取り組みの企画の段階から障害者に入っていたきたいということです。今まで山崎さんとか中野さんのお話もありましたけれども、その下に見える、いろいろな地方自治体、社会福祉協議会、その他のいろいろな団体の中に障害者がいればいいわけですけれども、いない場合には、ぜひ障害者を加えて企画の段階から検討して実施していくことが必要であるということが伝わればいいと思います。

2つ目は、教育のところですが、4ページ目、「①すべての子供たちに『心のバリアフリー』を指導」というところです。ここで、障害のある人への理解を図る指導と書いてあります。これは非常に重要で、このとおりだと思います。さらに、そのときに、この文面で含まれるのかもしれませんが、障害自体の理解です。障害とはこういうものであって、どういう現象が起こるかということをお子たちに教えることが大事だと思います。例えば、心

の問題として、よく中学生、高校生などには、人から何かうわさされているのではないか、人に悪口を言われているのではないか、そういう体験をする子供が少なくないわけですが、そういうことが、心の病気といいますか、心の障害が始まる一つの重要なサインであって、もしそういうことがあれば、自分でコントロールしたり、あるいは、人に相談する、助けを求めたり、そういうことをしなければいけないわけです。そういう症状が非常に重要なサインだということを意識させるためにも、障害あるいは病気というものはこういう形で出てくるのだという知識を教えることも大事だろうということがこの中で伝わればいいかなと思います。どうもありがとうございました。

【駒村座長】

廣野さんから手が挙がっていたのでしょうか。お願いできますでしょうか。

【廣野委員】

経済界協議会から参加しております、富士通の廣野でございます。先ほどより、障害者の就職や企業におけるバリアフリー化の状況などを情報発信することの重要性について、皆さまよりご意見を頂戴し、気が引き締まると同時に、企業人として真剣に考え必要があると感じております。約90社のメンバーで構成される経済界協議会において、単に「心のバリアフリー」の教育だけではなく、各社からのこれらの情報発信を行うことについても相談することを、皆様の前で宣言をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【駒村座長】

ありがとうございました。企業には私は非常に期待しているところでありますし、この中途障害のところの支援もいろいろと頑張っていらっしゃるところもあれば、まだまだ中途障害の中にも多様なものがあって、若年認知症や高次脳機能障害とか、非常に対応が難しい方もいらっしゃると思いますので、そういう方への対応も積極的にまたお願いできればと思っておりますけれども、これは一構成員としてのお願いでございます。ありがとうございました。

久保さん、お願いできますでしょうか。

【久保委員】

育成会の久保と申します。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。先ほどから、何人かの方から、文化、芸術に関することのお話も出ております。私どもも、障害のある人の持つさまざまなすぐれた力といいますか、光り輝く能力みたいなものを、もっと地域の方に知っていただいて、それが障害者理解につながっていけばという思いがあります。一般的にいう生産性という能力が少ない方であっても、文化、芸術ですごく能力を持って、作品をつくる、パフォーマンスをするという方がたくさんおられます。そういう意味では、それを通して本人の社会参加にもつながりますし、何よりも、作業が余りできない奴だと思われるのではなくて、ここがすごいということをいろいろな人に知ってもらうことで、障害のある人たちの社会の中での立つ瀬になるのです。そういう意味で、そういう機会を全国でつくっていただきたいなと思っておりますし、先ほどあらゆる国際大会の誘致をしていた

だきたいというお話がありました。私は大賛成でして、実は、私は別のところで、全国組織の障害者団体、26団体に集まっていたいて、文化、芸術を勧める会をやっています。できたら、私たちの思いとしては、オリンピック・パラリンピックのときに、文化、芸術のオリンピックみたいなことをやりたいという思いがありまして、今、来年はフランス、再来年はスウェーデンと、障害のある人たちの作品を持っていきながら、そういうPRもして、ぜひ日本にお越しく下さいということで、パラリンピックの応援をしたいと思っています。

パラリンピック応援をすることで、日本のオリンピック全体が成功に行くのではないかな。そういうお手伝いもしたいということもあるのですが、そういう活動を通して、生産性が少ないと思われる人のいろいろなすばらしい力というか、そういう能力を持っていることを皆さんに知ってもらって、障害の理解につなげていきたいとも思っておりますので、その辺のところも、ぜひ「心のバリアフリー」という意味では、何ができるか、お仕事ができないではないかということではなくて、学校でも、社会でも、すごく一人一人がいいものを持っているというものを知っていただく、いろいろな意味での機会にさせていただけたらと思っています。以上です。

【駒村座長】

ありがとうございます。概ね時間が来ておりますけれども、先ほど朴さんと井手さんをお待たせしましたので、手短に、朴さんから先で、最後は井手さんにお問い合わせできますでしょうか。

【朴委員】

2回目でもうすみません。DPIの山崎さんの接遇研修の延長で手を挙げました。補助犬の受け入れ研修につきましては、7ページ、「②接遇対応の向上」というところで、交通機関であるとか、観光、外食等サービス産業における接遇の向上というところできちんと入れていただいております。しかしながら、現在、既存の接遇研修の中に、補助犬の受け入れは具体的には網羅されていません。不十分です。ですから、今後、業界団体や企業が補助犬の受け入れ接遇の研修を始めるに当たって一言申し上げたいと思います。やはり犬を受け入れるという、そこに3種の補助犬全てについての専門的知識が必要です。補助犬ユーザーのお立場からのご意見だけでは、網羅することが出来ません。例えば、国内の盲導犬ユーザーの意見と海外の盲導犬ユーザーの状況は違います。そして、盲導犬と介助犬も違いますし、介助犬と聴導犬も違います。

補助犬を受け入れるにあたって、どこまでの範囲、どれだけの人的サポートをしたらいいのかということは、実際はこれから検証を始めて、研修内容を整理していくという段階です。ぜひ将来にわたって、接遇研修の中に必ず3種の補助犬についての受け入れ研修を盛り込んでいただき、しかも専門家を介在した形で実施していただくよう、お願い申し上げます。以上です。

【駒村座長】

ありがとうございます。井手さん、お待たせしました。どうぞ。

【井手委員】

読売新聞の井手です。2回目の発言で申しわけありません。情報保障について、中間取りまとめでどのように書くのかという点に関して、意見を申し上げたいと思います。皆さんから、情報保障の重要性について、いろいろと意見が出されました。私も前回の分科会から申し上げていますように、情報保障こそ、東京2020のレガシーにすべきだし、実は、法律か制度が要るのではないかと考えています。1964年の東京大会の後には、身体障害福祉法が改正されまして、私のような内部障害がある人を障害者と認知するようになりました。それから、それまで家にいるのが当然だとしていた障害者施策の概念を変えて、障害者は自立のために外に出て行って、それを支援するのだという施策の基本が盛り込まれました。1967年にできた身体障害福祉法の大改正のようなものが必要だと思っていますけれども、それはそれで、この夏の陣、中間取りまとめでは間に合いませんので、中間取りまとめの書き方でぜひお願いしたいことが3点あります。

1つは、原案の1ページ、基本的考え方の中に書いてある「誰もが生き生きとした人生を享受する」です。先ほど、芸術、文化とかというお話がありました。当然のことながら、こうした考え方を情報保障の実現にもつなげてほしいのです。私が知っている視覚障害の方は、プロ野球を観戦されます。お孫さんと一緒に球場に行って、ラジオを聞きながら楽しめます。それから、現状は、自治体で障害者の方から情報保障の希望を受けて、介助の方とか、手話通訳さんをつけられるときの基準は、「社会活動」と定義されているのですが、これが自治体によって、ばらばらなのです。この分科会のような場に出席する場合はもちろん、「社会活動」だと認められますが、その他の場合は、なかなか認められません。身近な例でいえば、就職の面接には、そういう情報保障に関する介助者はほとんど、つけられません。私は、障害者の方が、情報保障の介助者がつくことで、面接先と意思疎通ができ、そこで就職できて社会に出て行くのであれば、れっきとした社会活動だと思うのです。こうした考え方をこの分科会から宣言する意味でも、そうした記載をしていただきたいと考えています。

もう一つは、人権と命です。この部分をぜひ入れていただきたい。災害のときに、情報保障がなければ命にかかわります。テレビのテロップが出て、視覚障害の方にはわからなくて、パソコンで情報を変換しないとイケません。東日本大震災で避難の呼びかけが聞こえなかった聴覚障害者の死亡率は、健常者の2倍とされています。人権でいえば、捜査機関などから犯罪の疑いをかけられたとき、自分を守るには、情報保障の介助者が隣にいた方がいいに決まっています。知的障害の方とか、発達障害の方とか、聴覚障害の方にとっては、重大な問題です。自分が疑いをかけられるときに呼んでくれるよう頼んでも、警察はなかなか呼んでくれないという話はよく聞きます。だから、命や人権を守る面での記述は欠かせないと考えます。

もう一つ、情報保障は人の力だけではなくて、ICTの力で解決することもできるものです。廣野さんのところの富士通さんが、聴覚障害者の社員さんのアイデアで開発された音声翻訳タブレットを実際に見たことがあります。私の声をもとに、文章が出てきて、すごく見やすいタブレットでした。2020年を目標にして、各企業が一生懸命頑張って開発をしていただいて、しかもそれをたくさんの方が使って、そうすればビジネスとしても成り立ちますので、

そうした開発活動における企業の力も含めて情報保障を進めていくのだと、3つ目として、中間取りまとめの書きぶりに入れていただきたいのです。

それから、先ほどの発言で、障害者スポーツの国際大会について、デフリンピックや、知的障害者のグローバルゲームズ、視覚障害者のワールドゲームズの招致を検討していただきたいと申し上げたのですけれども、もう一つ言い忘れていました。

実は、これは呼ぶのではなくて、日本が育ててほしいという意味です。精神障害者のスポーツの初めての世界選手権が、フットサルということで、大阪の堺市で今年の2月にありました。そこにスポーツ庁の鈴木長官がお越しになって、挨拶をされました。挨拶は、「パラリンピックの起源になった英国のストック・マンデビル大会も最初は小さな大会であったけれど、いまのパラリンピックに育った。このフットサルの大会も小さな一歩かもしれないけれど、これが大きな一歩になってほしい」という趣旨でした。私は思わず、目頭が熱くなりました。精神障害者の若者たちがスポーツと国際交流を体験した、非常にいい大会でした。日本の中にも国際的に育てるものもあるのだということを、スポーツ庁さん、改めて認識していただき、東京パラリンピックに限らない国際大会の実現の検討をよろしく願います。それから、就職に関する意見が先ほどから、出ています。私は、前回、米国での障害のある学生に対する就職や修学の支援の例を紹介しました。私が米国での取材をもとに執筆した連載をまとめた冊子が、会場に置いてありますので、参考に見ていただければと思います。

【駒村座長】

ありがとうございました。では、そろそろ時間も来ておりますので、取りまとめたいと思います。本当は私も幾つか意見があったので、言える機会がなかったのですけれども、6ページの大学の取り組みなども、これは関係者だけでやるのではなくて、各地で諸外国のベースキャンプを引き受ける大学などもあると思います。慶應もたしかイギリスチームを引き受けると聞いていますので、各地の大学が、この6ページにあるようなワークショップと、地域の中に巻き込んで、関係者だけではなくて地域住民を巻き込む形で「心のバリアフリー」の動きを醸成するという形で、とにかく、やるだけではなくてちゃんと効果がある形をやらなければいけないと思っています。

7ページ、これも「国家公務員」と書いてありますけれども、地方公務員は要らないのかとも思っておりますので、この辺は自分で取りまとめをする役なので、自分で自分のハードルを高めてもしょうがないとは思いますが、そういう思いもしておりました。

今日のお話の中で特に繰り返したところが、情報保障の話と当事者参加というキーワードは重要な点だったと思いますので、この辺は事務局に頑張って中間取りまとめ案の中の修正に組み込んでいただきたいと思っております。

ただ、今後、中間取りまとめ案は、8月に関係省庁等の連絡会議にかかると聞いております。今日のお話がどこまで反映するかということ、ここから先は、私もとても厳しい思いを持って、皆さんからのお話を承って、頑張らなければいけないと思いますけれども、私のほうに引き受けさせていただきたいと思っております。今日の皆様の発言が非常に強い交渉条件になると思いますので、使わせていただきたいと思います。ありがとうございます。

最後に、平田事務局長から、今日の議事全般について発言をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【平田事務局長】

今日は、皆さん、深い議論をいただきまして、ありがとうございました。この心のバリアフリー分科会の位置づけをどうするかと事務局と議論しまして、幾つかのやり方が挙がりました。オリンピック・パラリンピックに関係が深いところだけにするのか、あるいは、アクセシビリティに関係する部分だけ、心のバリアフリー分科会で検討するのかという議論もあったのですが、霞ヶ関の皆さんと事務局が議論を行う過程の中で、全部の範囲の「心のバリアフリー」に向かう、ということになり、それが非常に印象に残っており、うれしかったのですが、皆様のおかげで、そして駒村座長のおかげで、ここまでの案ができるようになりました。また、今日、さらにそれを改善する御議論をいただき、これだけの包括的な「心のバリアフリー」をまとめることができそうだということで、非常にうれしく思っております。

この2020年のオリンピック・パラリンピックをきっかけにして、障害者を取り巻くところを、行政だけではなくて、企業と障害者、あるいは、学校と障害者、そして、社会と障害者、そういったものを総点検する、それを「心のバリアフリー」という切り口で横串を刺していく、そういう方向に向かっていくわけであります。

現時点の日本においてのベストなものになるように、さらにこの1カ月、詰めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思いますし、この皆さんにいただいた御議論を残せるように、その工夫も明示的に残せるような方法も検討していきたいと思っております。今日は、どうもありがとうございました。

【駒村座長】

事務局長、ありがとうございました。

それでは、岡西座長代理に議事をお返しします。

【岡西座長代理】

皆さん、どうも本当に長時間にわたりましてありがとうございました。

第4回目ということで、最初は項目だけを出していたところが、12ページ、13ページにわたる文章にまでなりました。施策の列挙だけだったところ、皆さんからの思いをいただいて、この最初の「I. 基本的考え方」にここに議論したものを書いていったところ、締まった文章になったのではないかと思います。

特に1ページ目で、我々が目指しているのは、最後に「社会において『障害者』という区切りがなくなることを意味する」ということで、本当に区切りなく、みんな一緒だということを、このオリパラをきっかけに進めていく第一歩をここで踏み出したのかなと思っております。

関係省庁の皆様も、踏み込んで検討いただきました。ありがとうございました。

先ほど、駒村座長からございましたように、今回は中間取りまとめということで、8月に

遠藤大臣がご出席のもと、関係府省庁の皆さんに集まってお話しして、これを政策として取りまとめていきたいと思っております。さらに、これのとりまとめを、概算要求または補正等の予算要求につなげていく。そして、年末の最終取りまとめに向けて、今日いただいた意見なども踏まえてさらに検討を進め、制度、法律改正も念頭に議論を進めていきたいと思っております。

第1回目のときに申し上げましたとおり、100点はとれないかもしれませんが、60点でもということで、進めて参りました。そういう意味では、60点もいっていないかもしれませんが、ここまで皆さんの御協力のもとで進められたことを、心から御礼申し上げたいと思っております。

以上ですが、次回の分科会につきましては、別途御連絡させていただきたいと思っております。

それでは、予定の時間となりましたので、本日の会議は終了いたしたいと思います。

また、本日の議事内容につきましては、配付資料を含め、内閣官房から公表を予定しておりますので、御了承ください。

本日は、どうもありがとうございました。